|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **質問** | **回答** |
| １ | 　戸籍上の氏名が変わったが、現在介護支援専門員証に記載されている氏名のままで介護支援専門員証を使用したい。（旧姓を使用したい。） | 介護保険法の規定により、氏名に変更があった際は[介護支援専門員証の書換え交付申請](https://www.pref.osaka.lg.jp/o090100/kaigoshien/care/yuukoushou.html)を行わなければなりません。ただし、旧姓を併記することは可能です。 |
| ２ | 　介護支援専門員証を旧姓・通称名で交付してほしい。 | 旧姓・通称名のみでの登録、交付はできません。原則、現在の戸籍上の氏名を介護支援専門員証に記載することとしていますが、例外的に、旧姓・通称名併記することは認めています。 |
| ３ | 　介護支援専門員証の交付は受けていないが、資格登録簿に記載する氏名を旧姓・通称名併記したい。 | [氏名変更の届出](https://www.pref.osaka.lg.jp/o090100/kaigoshien/care/jushohenkou.html)を行ってください。 |
| 4 | 　必ず旧姓・通称名併記をしなければならないか。 | 希望する方のみ旧姓・通称名併記の申請を行ってください。 |
| 5 | 　２つ前の氏名を旧姓併記することは可能か。（例）戸籍上、大阪　花子→日本　花子→近畿　花子の変更があり、介護支援専門員証の氏名を「近畿　花子（大阪　花子）」としたい場合 | 可能です。　大阪　花子→日本　花子→近畿　花子の氏名の変更履歴が確認できるように、現在の戸籍とひとつ前の戸籍を添付し、申請を行ってください。 |
| 6 | 　１つ前の氏名と２つ前の氏名とで旧姓併記することは可能か。（例）戸籍上、大阪　花子→日本　花子→近畿　花子の変更があった。現在の介護支援専門員証は「近畿　花子」になっているが、新しい介護支援専門員証を「日本　花子（大阪　花子）」としたい場合 | できません。　原則、現在の戸籍上の氏名を介護支援専門員証に記載することとしていますが、例外的に、旧姓併記することを認めています。したがって、介護支援専門員証の氏名を旧姓である日本　花子と大阪　花子で併記することはできません。　 |